



広島県商工会報 2019

2019年10月号
広島県商工会
TEL437-0180
FAX437-0250
http://skk.hh-kenoh.jp/
E-mail kenoh@hint.or.jp

消費税軽減税率制度は、 全ての事業者の方に関係があります

① 飲食料品の取扱い（販売）がない課税事業者の方

⇒仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

② 飲食料品の取扱い（販売）がある課税事業者の方

⇒売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

③ 免税事業者の方

⇒課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



詳細は、別紙チラシをご参照ください。

キャッシュレス・消費者還元事業 (ポイント還元事業)の加盟店登録の 確認

9月6日までに決済事業者が必要なすべての情報・書類を不備なく提出した加盟店については、10月1日からポイント還元を開始できます。

既にキャッシュレスを導入された事業所の方で、キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店登録をされていない方が多いとの通知がありました。つきましては、今一度、各事業者が加盟店登録されているかどうかご確認ください。まだ、登録ができていない方は、**早急にキャッシュレス事業者へ連絡の上、登録の申込をしてください。**

広島県のど真ん中(県央)で「おもてなしマルシェ」

当会女性部は、広島県内で唯一おもてなし事業の受け入れをしています。当会女性部のおもてなしの一つに「プチマルシェでおもてなし」があります。「プチマルシェ」とは会員事業所である牧場等をお互いの交流会の場とし、女性部の部員が体験型ワークショップを開いたり、手作り雑貨を小さなワゴンに載せて販売したり、出張パン屋が並んだりする小さな市場です。今年度は、7月(トムミルクファーム)と9月(さわやか茶屋)に開催し、各々参加された多くの方から好評価を頂いています。

右記写真は、今年9月の当会女性部と岡山南商工会女性部の集合写真



消費税軽減税率制度に伴う価格表示

1 「総額表示」の意義

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます。)を含めた価格を表示することをいいます。

2 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

3 具体的な表示例

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します(例示の消費税額等は平成31年4月1日現在の法令により適用される税率に基づいています。)

10,800 円 10,800 円(税込) 10,800 円(税抜価格 10,000 円)
10,800 円(うち消費税額等 800 円)
10,800 円(税抜価格 10,000 円、消費税額等 800 円)

【ポイント】

支払総額である「10,800 円」さえ表示されていればよく「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。例えば、「10,000 円(税込 10,800 円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1 円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

4 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

広島県の最低賃金が改定！

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。あなたの働いている事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。ただし、「地域別最低賃金額」が「特定(産業別)最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適用されました。

A

「特定(産業別)最低賃金」の対象産業に
該当しない方

A

地域別最低賃金 が適用されます。

時間額 871 円 発効年月日 2019/10/01

《消費税軽減税率 個別相談会》

日時:10月23日(水)13:30~15:30

場所:広島県央商工会

講師:税理士法人 菅川会計

定員:4名

内容:軽減税率制度の概要

軽減税率制度導入後の業務

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

申込は同封のチラシの申込書をFAXしてください。



《消費税軽減税率セミナー》

日時:10月24日(木)13:30~15:30

場所:広島県央商工会 北部会館

講師:税理士法人 菅川会計

定員:4名

内容:軽減税率制度の概要

軽減税率制度導入後の業務

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

申込は同封のチラシの申込書をFAXしてください。



《会員親睦 ゴルフ大会》

日時:10月25日(金)AM9:00集合

AM9:30 スタート

場所:白竜湖カントリークラブ

参加費:2,000 円

プレー費:8,600円

申込期限:10月4日(金)

参加をご希望の方は、9月中旬送付の申込書をFAXしてください。

申込書が見当たらない方は、商工会までご連絡ください。



《第6回 セントルマルシェ開催》

河内町での初開催！！

日時:11月3日(日)10:00~15:00

場所:こうち寄りん菜屋



《日本政策金融公庫 一日公庫》

日時:11月14日(木)10:00~16:00

場所:広島県央商工会・広島県央商工会北部会館

別紙チラシ参照ください。

東広島プレミアム付商品券 販売及び使用開始！

【事業の概要】

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起及び地域経済の活性化に資することを目的として、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等を行うものです。

(1)非課税者分(購入時に申請が必要です。)※8月頃から受付開始。

次のすべてを満たす人が対象です。

平成31年1月1日時点で東広島市に住民登録されている人

平成31年度(令和元年度)分の住民税が課税されていない人

平成31年度(令和元年度)分の住民税が課税されている人に扶養されていない人

生活保護を受けていない人

(2)子育て世帯主分(申請は不要です。)

次のいずれかに当てはまる人が対象です。

令和元年6月1日時点で東広島市に住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに生まれた子が属する世帯主の人

令和元年7月31日時点で東広島市に住民登録があり、令和元年6月2日から令和元年7月31日までに生まれた子が属する世帯主の人

令和元年9月30日時点で東広島市に住民登録があり、令和元年8月1日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯主の人

※いずれの場合も、購入引換券の交付前に亡くなった人は対象となりません。

※(1)と(2)のどちらの要件にも当てはまる人は、(1)と(2)の商品券をどちらも購入できます。

【販売期間】

令和元年10月1日(火曜日)から令和2年2月29日(土曜日)まで

【使用期間】

令和元年10月1日(火曜日)から令和2年3月31日(火曜日)まで

【販売内容】

販売単位:1冊 5,000円(500円×10枚つづり)

1冊あたりの販売額:4,000円(プレミアム率25パーセント)

一人当たりの販売限度数:5冊(子育て世帯主向け商品券は、対象の子の数×5冊)

※2万5,000円の商品券を2万円で販売

【お問い合わせ先】

東広島市プレミアム付商品券コールセンター TEL0570-001186



取扱店はこの
シールが目印



各店舗や各事業所において、商品券、キャッシュレスでお買い物される方の取り組み策を是非考えてみてください！！

《新任職員紹介》

名前:藤岡 悠子

居住地:東広島市高屋町

着任日:令和元年9月1日

なお、引継ぎ業務のため、長光香津子氏が

引き続き勤務しています。



マル経金利

商工会が推薦し、日本政策金融公庫で、無担保、無保証人で最大2,000万円まで借入れをすることができます。

10月1日現在の金利は

1.21%です。

今後の行事予定

10月2日(水)	セントルマルシェ実行委員会	10月21日(月)	経営者・店長塾
10月4日(金)	接客術・FCPシート作成セミナー	10月23日(水)	全国展開プロジェクト委員会
10月7日(月)	ワーキング委員会	10月24日(木)	消費税軽減税率 個別相談
10月8日(火)	青色申告会中国ブロック大会	10月25日(金)	消費税軽減税率 個別相談
10月9日(水)	セントルマルシェ出店者説明会	11月3日(日)	会員親睦ゴルフ大会
			第6回セントルマルシェ

次回会報発行予定 12月初旬